

香川県報



号外

平成 16 年

6月24日(木曜日)

目次

ページ

選挙管理委員会告示

- 参議院香川県選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の選任 一
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の選任 一
- 参議院香川県選出議員選挙において用いる投票用紙の様式 二
- 参議院比例代表選出議員選挙において用いる投票用紙の様式 二
- 参議院香川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙等に押すべき印 二
- 参議院香川県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所 三
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所 三
- 参議院香川県選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所 三
- 参議院香川県選出議員選挙において候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 三
- 参議院香川県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所 三
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所 三
- 参議院香川県選出議員選挙における名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所 三
- 参議院香川県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 三
- 参議院香川県選出議員選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができるとする実費弁償の最高額等 三
- 参議院香川県選出議員選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるため 三

一 二 三

に行くくじの日時及び場所

- 参議院香川県選出議員選挙におけるテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者の経歴放送の順序

参議院香川県選出議員選挙選挙長告示

- 参議院香川県選出議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

参議院比例代表選出議員選挙香川県選挙分会長告示

- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第六十七号

平成十六年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎 克彦

選挙		選挙長	職務代理者
住所	氏名	住所	氏名
高松市番町五丁目九番一七〇一〇一号	竹崎 克彦	坂出市川津町三八九五番地六	大林 正孝

香川県選挙管理委員会告示第六十八号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、選挙分会長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎 克彦

選 挙 分 会 長		選挙分会長職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
高松市錦町二丁目三番 一九号	渡 辺 光 夫	高松市西町六番三二一 〇四号	佐 伯 務

●香川県選挙管理委員会告示第六十九号

平成十六年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙の投票用紙の様式は次のとおりとする。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

投票用紙の様式（薄い黄色の用紙に黒色のインクで印刷する。）

参議院香川県選出議員選挙投票

香 川 県 選 挙 管 理 委 員 会 印

- (注 意)
- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
 - 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

●香川県選挙管理委員会告示第七十号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙の様式は次のとおりとする。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

投票用紙の様式（白色の用紙に赤色のインクで印刷する。）

参議院比例代表選出議員選挙投票

香 川 県 選 挙 管 理 委 員 会 印

- (注 意)
- 一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
 - 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

候補者氏名又は
政党政治団体
その他の名称
若しくは略称

●香川県選挙管理委員会告示第七十一号

平成十六年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙、不在者投票用封筒、郵便等による不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印は、香川県選挙管理委員会の印とし、印は、刷込式とする。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

●香川県選挙管理委員会告示第七十二号

平成十六年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第七十七条第一項の規定により、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一日 時 平成十六年七月十三日 午後零時

二場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第七十三号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十

十五年法律第百号) 第七十七条第二項の規定により、選挙分会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一日 時 平成十六年七月十三日 午後零時三十分

二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第七十四号

平成十六年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

ただし、六月二十四日午前中については、香川県庁本館十二階第一・第二会議室

●香川県選挙管理委員会告示第七十五号

平成十六年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙において、候補者がポスター掲示場に公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第四百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターの掲示を開始できる期日を、同法第四百四十四条の二第五項の規定により、次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 平成十六年六月二十四日

●香川県選挙管理委員会告示第七十六号

平成十六年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第六百六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一日 時 平成十六年六月二十五日 午後五時三十分

二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第七十七号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第六百六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一日 時 平成十六年六月二十八日 午後六時三十分

二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第七十八号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第七百七十五条第三項の規定による名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一日 時 平成十六年六月二十四日 午後八時

二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第七十九号

平成十六年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙につき、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第九百九十四条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

三四、五七三、七〇〇円

●香川県選挙管理委員会告示第八十号

平成十六年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における

選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。に對し支給することができる報酬の最高額を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

- 一 選挙運動に従事する者一人に對し支給することができる実費弁償の最高額
 - (イ) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (ロ) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (ハ) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - (ニ) 宿泊料（食料二食分を含む。） 一夜につき一万二千円
 - (ホ) 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円
 - (ヘ) 茶菓料 一日につき五百円
- 二 選挙運動のために使用する労務者一人に對し支給することができる報酬の最高額
 - (イ) 基本日額 一万円
 - (ロ) 超過勤務手当 一日につき(イ)の額の五割
- 三 選挙運動のために使用する労務者一人に對し支給することができる実費弁償の最高額
 - (イ) 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一の(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる額
 - (ロ) 宿泊料（食料を除く。） 一夜につき一万円
- 四 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）一人に對し支給することができる報酬の最高額
 - (イ) 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円
 - (ロ) 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千円

●香川県選挙管理委員会告示第八十一号

平成十六年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定による各候補者の政見放送の順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

- 一 日 時 平成十六年六月二十四日 午後六時
- 二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第八十二号

平成十六年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第四条第一項ただし書の規定により、テレビジョン放送による政見放送を行わない候補者の経歴放送は、政見放送を行う候補者の経歴放送及び政見放送の終了後引き続き行うものとする。この場合において、政見放送を行わない候補者が二人以上あるときは、その順序はくじで定める。

平成十六年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

参議院香川県選出議員選挙選挙長告示

●参議院香川県選出議員選挙選挙長告示第一号

平成十六年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定による選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

- 一 日 時 平成十六年七月九日 午後一時
- 二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

参議院比例代表選出議員選挙香川県選挙分会長告示

●参議院比例代表選出議員選挙香川県選挙分会長告示第一号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項の規定による選挙分会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙香川県選挙分会長 渡 辺 光 夫

一 日 時 平成十六年七月九日 午後二時
二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

平成十六年六月二十四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています